

### 第3回燃料電池自動車等の規制の在り方検討会 議事録【概要版】

日時：令和3年6月18日（金）15:00～17:00

場所：オンライン開催

議題：

- （1）燃料電池自動車等の一本化について（FCCJ）
- （2）容器再検査と車検制度について（国土交通省自動車局）
- （3）中間報告書案について（経済産業省）

出席者：別紙のとおり。

議事概要：

FCCJより資料02、国土交通省より資料03、経済産業省より資料04について説明がなされ、委員より提出された意見及び質問と、その回答は以下の通り。

○今の検討では、FCVのタンクが1つ又は2つのものを想定していると思うが、大型車両だとタンクを複数積載する場合がある。また、小型のタンクをたくさん積載する場合も想定される。載せ替えは、すべてのタンクを替えるという想定と見受けられるが、10本のうち2本の不具合品の載せ替えについても想定しているのかどうか。

→FCCJより、両方ありえる。全部を交換しなければならない場合も、一部のタンクに傷がついた場合なども想定される。いずれのケースにおいてもマニュアルに沿って、交換を行うことも想定している。

その後の管理の方法としては、1本だけ新品になる場合等においても貼り付けられたラベル等で管理する、と回答があった。

○中間報告書案 P35、2.の「二輪を除く」は、どこに係るのか。「軽二輪を除く」との表記の方がよいのではないか。

→FCCJにて検討を行うこととなった。

○中間報告書案において、容器再検査に意欲のある事業者の参画が可能となるように前向きな検討を行うとのこと、また、充填時の車載容器総括証票の不要化の方向で制度設計とのこと、大変ありがたいことである。国交省資料 P2 に「公的機関等」と記載があるが、具体的な事業者や要件について教えて欲しい。事業者としては、JARI、KHK等を考えているのか。

→国交省自動車局より、今の車両法体系の中で、排ガスや騒音等を測定において、JARI、JATA等を公的機関として活用しているので、そのような公的機関を含めてこれから検討していきたい。要件としては、容器再検査所と同等の要件を考えているところである旨説明があった。

○水素スタンドを併設しているような認証整備工場であっても、現行の高圧ガス保安法の容器再検査の要件を満たしているところであれば、容器再検査が可能となっているため、新制度においてもそのような体

制が望まれる。幅広い検討をお願いしたい。

→別の委員より、発言への賛同が示された。

→国交省自動車局より、いまは指定整備工場を中心にしているが、現在と同等の安全性確保を前提としつつ、自動車の安全性、ユーザー利便性確保の観点から引き続き検討したい旨発言があった。

○現在の指定整備工場において、FCV の容器再検査ができないと、指定工場から外されることはあるのか。

→国交省自動車局より、詳細はこれから検討するが、水素タンクの容器再検査設備がないからといって、他の車の車検を出来ない制度にするつもりはないと回答があった。

○リスクアセスを行い、必要な基準が網羅されているかを科学的、法技術的観点から検討とあるが、既に高圧ガス保安法または道路運送車両法にて基準化がきちんとされている部分においては、対応できていると思う。一方、非常に斬新な技術が出てきた時にどのように対応するのかについて考えておいた方がよいのではないか。高圧ガス保安法では、事前評価制度があり、現行の基準にはよらない方法でも安全性が立証できれば技術上の基準と見なすことができる制度があるので、道路運送車両法においてもそのような制度を視野に入れて頂く必要があるのではと考える。

→FCCJ より、現在、小径タンク等について国内及び国際議論を、GTR 含めてしているところであるが、従来、高圧ガス保安室の方にみて頂いていたところ、この規制見直し以降は国土交通省にも入って頂かないといけない。GTR 等の場においてグローバルな観点でも議論が必要である。今までの規制で足りないものについても主に国際の場で議論すべきと思う旨回答があった。

→また、同じく FCCJ より、テクニカルな面に加え、法律的な部分では、車両法の中で保安基準に適合しない場合においても、運輸局長許可で代替の安全措施を行い、限定的な条件において運行することもある。新しい技術が規制に合わない場合も、安全性を担保しながら実証していくことを検討していきたいと説明があった。

○FCCJ 資料の P8、中間報告書案 P20 の水素の漏洩試験において、「水素充填下でガス検知器を使用し 10 秒以上外面検知または検知液塗布」とあるが、検知液塗布が可能であるのは、35MPa 充填のものである。70MPa のものは検知器のみである。

→FCCJ より、確認を行いたい旨回答があった。

○FCCJ 資料の P23 のタンク使用期限であるが、現行高圧ガス保安法では使用期限が 15 年であるが、15 年を前提条件で国交省に制度として渡すのか。渡した後、国土交通省にて検討するのか。また、こういうタンクに関し、UNR134 で使用期限は決められているか。

→UNR で使用期限が定められており、この基準を参照して、車両法に取り込むのが原則と考えている。

○リスクアセスも進めていただき感謝。シンプルに安全の確保を今後もよろしく願いたい。

最後に委員長より、本日よりまとめた中間報告書を基に制度の詳細な設計を進めて頂きたい。その際には制度間で想定外のリスクや不整合が生じないようにする等、産業界、経産省、国交省の三者がしっかりと連携し、相談しながら進めていただきたいとのご発言があった。